

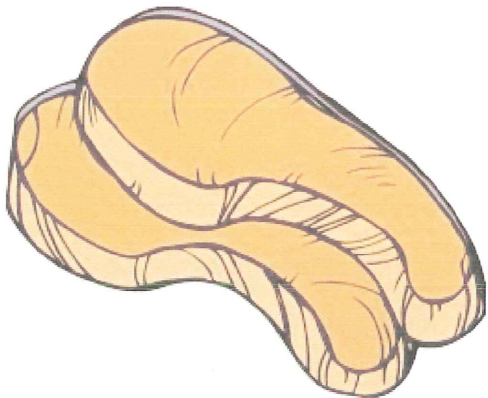
事業者の皆様へ

食品表示の知識を深めませんか

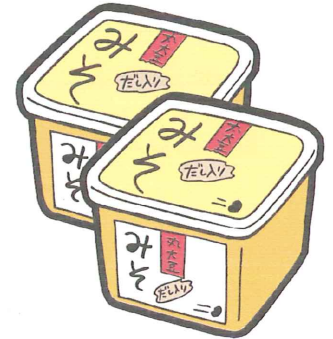
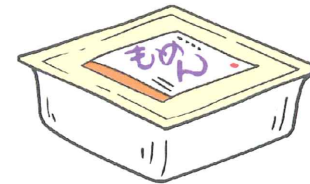
事業者の皆様には、一般消費者に販売されるすべての飲食物品について、正しい情報の提供を行う責任があります。「この食品は何をどう表示すればいいの?」、「食品表示をもっと詳しく知りたい!」などの疑問や要望がございませんか。

食品の表示を正しく理解し適正な表示を行うため、一度、講習会を開催してみたいはいかがでしょうか。近畿農政局では、講習会等各種会合への講師派遣をおこなっています。(少人数でも対応します) その際には、お気軽にご連絡ください。

近畿農政局 消費・安全部 地域第一課 075-414-9920



トラウトサーモン
ノルウェー産 (養殖・解凍)
消費期限 23. 4. 1
(10℃以下で保存)
価格(円) 〇〇〇円
販売者 (株)△△スーパー
□□府□□市□□町□□



食品表示の“見張り番”

食品表示110番

農林水産省 近畿農政局 表示・規格課
075-414-9026

- 食品表示について疑問がある場合
- 不審な表示を見つけた場合など

『食品表示110番』にお電話ください！

受付時間：8時30分から17時15分まで
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

食品表示に関する詳しい情報は…

農林水産省ホームページ



<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>



食品の表示のことで、聞きたいのですが。

〇〇店の食品の表示がちょっと……。